

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終(現時点)								
001	令和4年04月01日	「京都市犯罪被害者総合相談窓口」設置及び運営委託	6,355,000		6,355,000	文化市民局 くらし安全推進部 くらし安全推進課	公益社団法人京都犯罪被害者支援センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
002	令和4年04月01日	京都市動物園出札改札案内業務の委託料として	31,342,410		31,342,410	文化市民局動物園総務課	株式会社 ワン・ワールド	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
003	令和4年04月01日	令和4年度京都市動物園植栽管理業務委託について	7,942,000		7,942,000	文化市民局動物園総務課	株式会社 洛北造園	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
004	令和4年04月01日	京都市京セラ美術館(京都市美術館)付属棟(桜水館)耐震改修業務(令和4年度分)	6,778,728		7,866,728	文化市民局美術館総務課	株式会社 ステッグ・コム	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号	物品	過去に有		
005	令和4年04月01日	京都市京セラ美術館(京都市美術館)等清掃業務	29,920,000		29,920,000	文化市民局美術館総務課	日本財団株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
006	令和4年04月01日	京都市京セラ美術館施設マネジメント業務	111,666,000		111,666,000	文化市民局美術館総務課	株式会社 ブランコ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
007	令和4年04月01日	京都市京セラ美術館及び京都市美術館別館運営サービス業務	534,910,833		534,910,833	文化市民局美術館総務課	サントリーバブリティサービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
008	令和4年04月01日	京都市京セラ美術館事業企画推進委託	140,680,700		140,680,700	文化市民局美術館総務課	株式会社 長谷ビル	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
009	令和4年08月22日	京都市伏見区役所深草支所整備工事 ただし、昇降機設備改修工事について	32,967,000		32,967,000	文化市民局地域自治推進室	フジテック株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
010	令和4年08月01日	京都市証明郵送サービスセンター運営業務	307,459,250		307,459,250	文化市民局地域自治推進室	アトラス情報サービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
011	令和4年04月01日	マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運営業務委託について	249,809,785		249,809,785	文化市民局地域自治推進室	マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運営業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
012	令和4年04月01日	証明書発行コーナー及び各区役所・支所におけるマイナンバーカード交付予約受付に係る運営業務	65,749,200		65,749,200	文化市民局地域自治推進室	パーソルワークスデザイン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
013	令和4年04月01日	令和4年度京都市マイナンバーカード交付関連業務従事者派遣(4月追加)について	予定総額 38,830,522		38,830,522	文化市民局地域自治推進室	キャリアリンク株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
014	令和4年05月01日	ラクト山科ショッピングセンターにおけるマイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運営業務委託	7,981,875		7,981,875	文化市民局地域自治推進室	マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運営業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
015	令和4年06月27日	令和4年度京都市マイナンバーカード交付関連業務従事者派遣(6月追加)について	予定総額 5,498,625		5,498,625	文化市民局地域自治推進室	キャリアリンク株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
016	令和4年06月22日	マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運営業務委託(マイナポイントの設定支援体制の拡充)	14,180,490		14,180,490	文化市民局地域自治推進室	マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運営業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
017	令和4年06月20日	マイナポイント第2弾を契機としたマイナンバーカード普及促進に係る広報・啓発事業の企画・運営業務委託	29,999,220		29,999,220	文化市民局地域自治推進室	株式会社 実業広告社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
018	令和4年08月01日	マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運営業務委託(職域実施追加分(8・9月)・申請サポート追加分(9月))	64,574,968		64,574,968	文化市民局地域自治推進室	マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運営業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
019	令和4年04月01日	令和4年度(4月から6月まで)市民しんぶん等配布委託	予定総額 12,744,974		12,744,974	文化市民局地域自治推進室	株式会社 デリバリーサービス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
020	令和4年04月01日	戸籍システム パッケージ保守	26,203,980		26,203,980	文化市民局地域自治推進室	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
021	令和4年04月01日	戸籍システム サポートセンター業務委託	6,435,000		6,435,000	文化市民局地域自治推進室	戸籍システム サポートセンター業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
022	令和4年04月01日	戸籍システム 運用保守業務委託	13,376,000		13,376,000	文化市民局地域自治推進室	戸籍システム 運用保守業務委託に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
023	令和4年04月01日	土日開所・市民窓口システムバックアップ機器等保守	11,057,112		11,057,112	文化市民局地域自治推進室	市民窓口システムハードウェア及びプログラムプロダクト保守に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
024	令和4年04月01日	市民窓口システム用機器に係るSEサポート	9,900,000		9,900,000	文化市民局地域自治推進室	市民窓口システム用機器に係るSEサポートに係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終(現時点)							
025	令和4年04月01日	証明書コンビニ交付システム保守業務	10,350,120		10,350,120	文化市民局地域自治推進室	「証明書コンビニ交付システム保守(令和4年度分)」コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
026	令和4年06月01日	住民基本台帳システムの区画整理一括更新機能に係るR4年度システム改修に伴う総合テスト作業	6,647,520		6,647,520	文化市民局地域自治推進室	住民基本台帳システムの区画整理一括更新機能に係るR4年度システム改修に伴う総合テスト作業委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
027	令和4年09月01日	住民基本台帳・印鑑登録システムデータ抽出(要件定義)	25,168,000		25,168,000	文化市民局地域自治推進室	令和4年度住民基本台帳・印鑑登録システムデータ抽出作業(要件定義)に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
028	令和4年04月01日	区役所・支所代表電話交換業務委託	13,967,256		13,967,256	文化市民局地域自治推進室	株式会社ワン・ワールド	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
029	令和4年05月25日	行政手続のデジタル化等を踏まえた区役所・支所業務へのICT導入等の調査	19,965,000		19,965,000	文化市民局地域自治推進室	行政手続のデジタル化等を踏まえた区役所・支所業務へのICT導入等の調査業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
030	令和4年04月01日	令和4年度京都市人権資料展示施設「ツラッティ千本」における人権啓発事業等実施業務委託について	5,999,400		5,999,400	文化市民局共生社会推進室	特定非営利活動法人 くらしネット21	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
031	令和4年04月01日	不安を抱える女性に寄り添った相談支援事業に係る業務委託	8,200,000		8,200,000	文化市民局共生社会推進室	公益財団法人京都市男女共同参画推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
032	令和4年04月01日	令和4年度京都市DV相談支援センター業務委託	47,644,000		47,644,000	文化市民局共生社会推進室	社会福祉法人宏量福祉会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
033	令和4年04月01日	「文化芸術振興(ようこそアーティスト)」事業実施に係る委託業務	17,300,000		17,300,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	公益財団法人京都市芸術文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
034	令和4年04月01日	「伝統公演振興(ようこそ和の空間)」事業実施に係る委託業務	6,800,000		6,800,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	公益財団法人京都市芸術文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
035	令和4年04月01日	「芸術家と企業のネットワーク形成」事業実施に係る委託業務	8,000,000		8,000,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	公益財団法人京都市芸術文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
036	令和4年04月01日	京都市文化芸術総合相談窓口事業業務委託	17,000,000		17,000,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	公益財団法人京都市芸術文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
037	令和4年07月22日	京都コンサートホールアンサンブルホールムラタ照明調光操作卓改修委託	35,200,000		35,200,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	パナソニックEWEエンジニアリング株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	物品		
038	令和4年08月10日	若手芸術家の社会的・経済的自立に向けた更なる支援事業の企画運営業務	5,995,000		5,995,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	若手芸術家の社会的・経済的自立に向けた更なる支援事業の企画運営業務受託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
039	令和4年04月01日	世界遺産二条城庭園他維持管理業務委託	84,480,000		84,480,000	文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所	樋口造園株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	有	
040	令和4年04月01日	二条城二之丸御殿障壁画模写制作委託(令和4年度)	21,199,200		21,199,200	文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所	有限会社川面美術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
041	令和4年04月18日	令和4年度 重要文化財(美術工芸品)二条城二之丸御殿障壁画のうち23面の保存修理業務	99,176,000		99,176,000	文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所	一般社団法人 国宝修理装演師連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
042	令和4年07月28日	史跡旧二条離宮(二条城)埋蔵文化財発掘調査業務	12,936,000		12,936,000	文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
043	令和4年04月01日	令和4年度京都市・市町村共同公共施設案内予約システム運用業務委託	22,259,600		22,259,600	文化市民局市民スポーツ振興室	京都スポーツネットワーク	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
044	令和4年05月11日	西京極総合運動公園プール(京都アクアリーナ)のメインプールに係る水深調整設備部品点検整備業務委託	14,960,000		14,960,000	文化市民局市民スポーツ振興室	三菱重工機械システム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
045	令和4年06月01日	西京極総合運動公園プール(京都アクアリーナ)の中央監視装置更新及び伝送幹線新設業務委託	70,840,000		70,840,000	文化市民局市民スポーツ振興室	アズビル株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
046	令和4年06月20日	西京極総合運動公園の整備・運営における民間活力導入可能性調査業務委託	19,976,000		19,976,000	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社日本総合研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
047	令和4年06月27日	電が池公園運動施設の再整備検討業務委託	10,989,000		10,989,000	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社オリエンタルコンサルタンツ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
048	令和4年09月14日	京都市横大路運動公園体育館整備工事 ただし、昇降機設備改修工事	18,260,000		18,260,000	文化市民局市民スポーツ振興室	三菱電機ビルソリューションズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終(現時点)								
049	令和4年04月01日	令和4年度出土遺物保管管理業務等委託	70,000,000		70,000,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
050	令和4年04月01日	令和4年度埋蔵文化財出土遺物文化財指定準備業務委託	8,804,000		8,804,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
051	令和4年04月01日	令和4年度重要遺跡出土文化財整理業務委託	13,206,000		13,206,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
052	令和4年04月01日	令和4年度国営文化財及び名勝變ヶ園等管理委託	40,375,232		40,375,232	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
053	令和4年05月11日	境界確定及び土地地積更生登記業務委託(山科本願寺跡)	5,714,500		5,714,500	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益社団法人京都公共福祉登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
054	令和4年05月16日	「親子で学ぶ京料理の魅力体験事業」業務委託	10,545,392		10,545,392	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	株式会社リーフ・パブリケーションズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
055	令和4年05月17日	京北文化遺産センター(仮称)整備及び管理業務	22,410,000		22,410,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
056	令和4年05月25日	「親子で学ぶ花街文化の魅力体験事業」運営業務委託	9,000,000		9,000,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都伝統伎芸振興財団	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
057	令和4年07月11日	「親子で学んで体験!京の地蔵盆」普及啓発事業運営業務	8,862,040		8,862,040	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	株式会社日商社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
058	令和4年04月01日	京都市民法律相談事業に係る業務委託	23,411,650		23,411,650	文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター	京都弁護士会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
「京都市犯罪被害者総合相談窓口」設置及び運営委託
- 2 担当所属名  
文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区衣棚通出水上の御霊町63番地  
公益社団法人 京都犯罪被害者支援センター
- 6 契約金額（税込み）  
6,355,000円
- 7 契約内容  
京都市犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という。）第9条第2項に規定する窓口を「京都市犯罪被害者総合相談窓口」として設置し、運営する業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
犯罪被害者等の求める支援は、保健福祉、医療、心のケア、住居、本市以外の行政機関等にも関わる行政手続、法律相談等の広範囲に及ぶものであり、このような多岐にわたる支援を、被害直後から中長期にわたり、ワンストップで、かつ、総合的に行うことが必要である。  
従って、当該支援を行う「京都市犯罪被害者総合相談窓口」設置及び運営委託業務においては、適切に関係機関等と連携することが必須であるとともに、業務に携わる支援員には高い専門知識や豊富な経験が求められる。  
公益社団法人京都犯罪被害者支援センターは、事件を取り扱った警察が必要と判断した場合に、犯罪被害者等の同意のうえで情報提供を行う「犯罪被害者等早期援助団体」として、京都府内で唯一京都府公安委員会の指定（平成15年10月17日）を受けている団体である。  
また、同法人は平成10年の設立当時から犯罪被害者等に対する相談活動を継続的に行っており、電話・面接相談や直接支援等により、年間1,000件を超える支援実績を有している。  
以上の理由から、現時点において、市域内において本業務を適切に遂行できる条件・能力を備えた唯一の団体として、引き続き、公益社団法人京都犯罪被害者支援センターを委託先として選定し、随意契約を行う。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号  
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市動物園出札改札案内業務の委託料として
- 2 担当所属名  
文化市民局動物園総務課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区綾小路通柳馬場東入る塩屋町60-2 ブロックMビル  
株式会社 ワン・ワールド
- 6 契約金額（税込み）  
31,342,410円（税込み）
- 7 契約内容
  - (1) 出札（入園料の徴収及び収納事務）業務に関する事。
  - (2) 改札業務に関する事。
  - (3) 受付案内業務に関する事。
  - (4) 寄付金の収納事務に関する事。
  - (5) 安全管理業務に関する事。
  - (6) 園内巡回業務に関する事。
  - (7) 繁忙期における退園口の誘導及び逆流監視業務に関する事。
  - (8) 駐輪場の整理案内及び送迎車両に関する啓発・指導に関する事。
  - (9) その他、上記に付随する業務に関する事。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市動物園は、年間約90万人を超える来園者が入園する、京都を代表する文化観光施設の一つである。契約の履行に当たっては、京都市民を含む多くの観光客等と日常的に接することから、当該業務において全ての来園者が受ける印象が、動物園、岡崎地域を含め京都観光全体の評価となりうる。

また、利用者の満足度を充実させ、リピーターを確保することにより収入の増加を目指すためには、単に業務を遂行するにとどまらず、接客、案内等に対して満足度の高いサービスを提供する必要がある。このため、接遇のレベルを重視して契約の相手方を選定する必要があるが、接遇のレベルは、契約の相手方のノウハウ、考え方に大きく左右され、必ずしも契約価格に比例しない。

加えて、震災や台風等の災害時には、入園者を安全かつスムーズに避難誘導させる必要があるこ

とから、これらの業務について、適切な対応が可能かどうかを判断する必要がある。

以上のことから、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適しておらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、随意契約によることとする。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

業者選定プロポーザルの結果に基づき契約するため。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

1 件名  
令和4年度京都市動物園植栽管理業務委託について

2 担当所属名  
文化市民局動物園総務課

3 契約締結日  
令和4年4月1日

4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区壬生花井町3番地  
株式会社 洛北造園 代表取締役 河原 義明

6 契約金額（税込み）  
7,942,000円（税込み）

### 7 契約内容

- (1) 件名 令和4年度京都市動物園植栽管理業務委託
- (2) 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (3) 業務内容
  - ア 動物園の植栽計画の立案・実施
  - イ 植栽の維持管理業務
  - ウ その他付帯する業務全般。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務については、単に植栽の剪定や伐採を実施するだけでなく、京都の森をはじめとする整備施設のコンセプトに基づいた植栽管理計画を策定し、必要な植樹等を実施することで、動物園全体の魅力向上等の得られる効果が大きく異なるため、それらのノウハウが必要となる。

加えて、動物園では来園者が増加しており、来園者の踏圧により樹木や芝生が枯死する等、職員の管理では植栽が維持できないといった問題が発生しており、これらの問題解決に当たっては、ノウハウによって計画的な維持管理計画を策定し、実施する必要がある。

このため、契約の相手方の選定に当たっては、契約の相手方のノウハウ、考え方が大きく結果に影響されるため、必ずしも契約価格に比例しない。

以上のことから、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適しておらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、随意契約によることとする。



9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

業者選定プロポーザルの結果に基づき契約するため。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市京セラ美術館（京都市美術館）附属棟（桜水館）耐震改修業務（令和4年度分）
- 2 担当所属名  
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和4年5月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区壬生土居ノ内町12-2  
株式会社ステッグ・コム
- 6 契約金額（税込み）  
（当初）金6,778,728円  
（変更後）金7,866,728円
- 7 契約内容  
京都市京セラ美術館（京都市美術館）附属棟（桜水館）について、耐震改修及び屋根改修を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本件委託業務は、平成31年度から令和3年度にかけて桜水館の耐震改修等工事を実施してきたところ、コロナ禍による事業者の経費面での影響や建築資材の入手困難・遅滞等が発生する等の理由により、耐震改修工事の一部が未完了となったことから、未完了部分について改めて委託を行うものである。  
株式会社ステッグ・コムは、公募型プロポーザルによって契約の相手方として選定され、平成31年度から令和3年度まで耐震改修等工事を受託している事業者であり、耐震改修設計書等を作成していることから当該工事内容について熟知しているほか、既に完了している工事部分と合わせて部材等を調達していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号に基づき、著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるケースに該当すると認められるため、当該事業者を委託先として随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市京セラ美術館（京都市美術館）等清掃業務
- 2 担当所属名  
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市 中京区烏丸通 四条上る笋町691 りそな京都ビル9階  
日本管財株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
金29,920,000円
- 7 契約内容  
京都市京セラ美術館（京都市美術館）に係る清掃業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
再整備後のリニューアルオープンに伴い、展示室の充実に加え、光の広間、京セラスクエアなどイベント等の用に供される施設が増加したことから、これらの施設を維持するための清掃技術や十分な人員配置、建物本体や展示室内の美術品などの重要文化財の保全に細心の注意を払った丁寧な清掃が必要となり、また、国内外から訪れる来館者に対する高いホスピタリティを持った清掃員の配置等が求められているところ、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することに適しておらず、契約の相手方の選定に当たっては、各候補者のサービスの提供に係る実績や体制、責任感、サービスの質等を比したうえで最も優れた者を選定すべきであるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザルを実施し、審査した結果、各候補者のサービスの提供に係る実績や体制、責任感、サービスの質等を比したうえで最も優れていたため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市京セラ美術館施設マネージメント業務
- 2 担当所属名  
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区虎ノ門4-1-40 江戸見坂森ビル6F  
株式会社ブランコ 代表取締役 古谷 英樹
- 6 契約金額（税込み）  
111,606,000円
- 7 契約内容  
京都市京セラ美術館施設マネージメント業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
再整備後の京都市京セラ美術館は、従来の貸館に加え、新たに常設展示を含め複数の展覧会が1年を通じて開催され、また、館外においても、新たに敷地内で夜間も含めたイベント等の使用が年間を通じて不定期に開催される予定である。  
契約の履行に当たっては、搬入出口の集中化による「物流・搬入出の現場管理」、建造物保護、温湿度管理の厳密化による「貸館における搬入出ルートの養生作業、設営・撤去の現場管理」、貸出備品の充実化による「展示・照明・映像機器等の機材・備品貸出管理」、イベント・展覧会開催時の会場設営にかかる「技術的指導、工事作業管理を含めた会場安全管理」等、施設運営において技術的作業を主にスムーズな運営・利用者対応・各種サービスの提供を実現することなどが求められる。  
以上のことから、当該業務については単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適しておらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、随意契約とした。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
契約相手先の選定に当たっては、各候補者のサービスの提供に係る実績や体制、使命感と責任感、

サービスマインド等を比較して最も優れた者を決定するため、公募型プロポーザルを実施した。1社からの応募があり、書類審査及び評価の結果、株式会社ブランコを契約の相手方として選定した。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市京セラ美術館及び京都市美術館別館運営サービス業務

### 2 担当所属名

文化市民局美術館総務課

### 3 契約締結日

令和4年4月1日

### 4 履行期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都江東区豊洲3-2-24 豊洲フォレシア16F  
サントリーパブリシティサービス株式会社  
代表取締役 千 大輔

### 6 契約金額（税込み）

534,910,833円

### 7 契約内容

京都市京セラ美術館及び京都市美術館別館運営サービス業務を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

再整備後の京都市京セラ美術館は、従来の貸館に加え、新たに常設展示を含め複数の展覧会が1年を通じて開催され、カフェ・ショップ等の商業施設も館内に設置する中で、誰でも無料で入館できるパブリックエリアを広く有しているため、年間を通じて国内外を問わず多くの観光客、来館者を迎い入れることになる。

契約の履行に当たっては、本業務が京都市内外の多くの来館者と毎日接するものであることから、当該業務の従事者について来館者の受ける印象が、他の国内外の美術館と比較されることは必然であり、ひいては京都観光における評価の大きな部分を占めることとなり、京都市観光施策のより一層の推進にも大きな影響を及ぼすものである。

したがって、単に受託業務を遂行するにとどまらず、来館者等への接客、案内等に対してより満足度の高いサービスを提供することが求められる。

また、業務の履行場所が、公立美術館としては創建当時のまま現存する国内最古の建物であり、近代建築として高く評価されている文化的価値の高い建造物であることから、文化財保護のための十分な見識を有するとともに、来館者に対する啓発や適切な案内を行う能力等も必要となる。

更には、地震や台風などの災害時には、来館者を安全かつスムーズに避難誘導させる必要があるなど、緊急時における適切な対応も求められる。

以上のことから、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適しておらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、随意契約によることとした。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号
- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルを実施し、審査した結果、各候補者のサービスの提供に係る実績や体制、責任感、サービスの質等を比したうえで最も優れていたため。

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市京セラ美術館事業企画推進委託
- 2 担当所属名  
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区烏丸通蛸薬師下ル手洗水町645  
株式会社 長谷ビル
- 6 契約金額（税込み）  
140,680,700円
- 7 契約内容  
自主企画展や展覧会の誘致といった展覧会の開催に関するものに加え、事業全般に係る広報計画の立案といった非常に多岐にわたり、なおかつ互いに関連する業務を一体的に行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当該業務の遂行に当たっては、美術館運営や展覧会企画等に対する高い見識等が求められるため、それらの提案内容や本業務の配置人員等を総合的に比較して最も優れた者を決定する必要がある。そのため、契約の相手方の選定に当たっては、各応募事業者に提案を求めるプロポーザル方式による必要があるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市伏見区役所深草支所整備工事 ただし、昇降機設備改修工事について
- 2 担当所属名  
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和4年8月22日
- 4 履行期間  
契約日の日の翌日から令和5年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区四条通高倉西入立売西町8番地 京都恒和ビル  
フジテック株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
32,967,000円
- 7 契約内容  
昇降機における電気盤及び制御盤等を改修するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当該工事は、昇降機における電気盤及び制御盤等を改修するものであるが、対象の昇降機は当該事業者の製品であり、それらの改修をできる相手方が当該事業者に限られるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
直接工事費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		







## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市証明郵送サービスセンター運營業務
- 2 担当所属名  
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和4年8月1日
- 4 履行期間  
令和4年8月1日から令和7年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府中央区北浜3丁目1番6号  
アトラス情報サービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
307,459,250円
- 7 契約内容  
京都市証明郵送サービスセンターの運營業務の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
契約の相手方の選定については、契約の相手方によって履行内容や方法が異なるため、企画の内容、運営方法等について比較したうえで行う必要があることから、学識経験者の意見も参考にして、公募型プロポーザル方式により企画提案等の項目を比較検討し、受託書選定会議で評価をしたうえで選定したアトラス情報サービス株式会社と契約した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運營業務委託について
- 2 担当所属名  
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日～令和4年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運營業務コンソーシアム  
東京都新宿区西新宿二丁目1番1号  
キャリアリンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
249,809,785円
- 7 契約内容  
「出張窓口及び申請サポート窓口」を実施する施設・事業所等の選定・調整、周辺地域や市内事業所への広報、会場の設営、当日の申請受付業務等並びに出張窓口にあつては申請を希望する市民等（市外に住所を有する者も含む。）からの予約受付を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
企画の内容・運営方法等について比較したうえで行う必要があることから、公募型プロポーザル方式により選定・契約した。
- 9 根拠法令  
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
提案内容が優れていたため。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
証明書発行コーナー及び各区役所・支所におけるマイナンバーカード交付予約受付に係る運営業務
- 2 担当所属名  
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都豊島区池袋2丁目65番18号  
パーソルワークスデザイン株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
65,749,200円
- 7 契約内容  
証明書発行コーナー及び各区役所・支所における予約制のカード交付を実施するに当たり必要となる予約受付に係る一連の業務を実施するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
企画の内容・運営方法等について比較したうえで行う必要があることから、公募型プロポーザル方式により選定・契約した。
- 9 根拠法令  
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
提案内容が優れていたため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度京都市マイナンバーカード交付関連業務従事者派遣（4月追加）について
- 2 担当所属名  
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号  
キャリアリンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
38,830,522円
- 7 契約内容  
マイナポイント第2弾における健康保険証としての利用登録及び公金受取口座の登録による各7,500円分のポイント付与が令和4年6月頃から開始される予定となっているため、今後増大することが見込まれる市民からの問い合わせ等に対応する必要があることから、京都市マイナンバーカードセンターに係る派遣職員を追加で配置（拠点別責任者1名、業務従事者8名）するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
既にキャリアリンク株式会社との労働者派遣契約により、「マイナンバーカード交付関連業務」に係る派遣職員を京都市マイナンバーカードセンター等に配置しており、今回仮に他の業者と契約を締結すると、複数の指揮命令系統が存在することになり、業務の円滑な執行に支障が生じるおそれがあるため。
- 9 根拠法令  
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
8に同じ。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
ラクト山科ショッピングセンターにおけるマイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運営業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和4年5月1日
- 4 履行期間  
令和4年5月1日～令和4年6月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運営業務コンソーシアム  
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号  
キャリアリンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
7,981,875円
- 7 契約内容  
令和4年度中実施している「マイナンバーカード出張申請窓口等の開設に係る企画運営業務」の追加業務として、ラクト山科ショッピングセンター1階に期間限定で、試行的に常設会場を設置するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本市では現在、商業施設等において、既にマイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運営業務コンソーシアムに委託して「マイナンバーカード出張申請窓口等の開設に係る企画運営業務」を実施しており、本業務を同コンソーシアムに委託することで、既存契約における従事者数の活用を前提として常設会場の運営ができるほか、必要なスキルを備えた従事者の速やかな確保及び資器材の融通等が可能となるため。
- 9 根拠法令  
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
8に同じ。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度京都市マイナンバーカード交付関連業務従事者派遣（6月追加）について
- 2 担当所属名  
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和4年6月27日
- 4 履行期間  
令和4年6月27日～令和4年10月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号  
キャリアリンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
5,498,625円
- 7 契約内容  
マイナポイント第2弾における健康保険証としての利用登録及び公金受取口座の登録による各7,500円分のポイント付与が令和4年6月頃から開始される予定となっているため、今後増大することが見込まれる市民からの問い合わせ等に対応する必要があることから、京都市マイナンバーカードセンターに係る派遣職員を追加で配置（拠点別責任者1名、業務従事者3名）するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
既にキャリアリンク株式会社との労働者派遣契約により、「マイナンバーカード交付関連業務」に係る派遣職員を京都市マイナンバーカードセンター等に配置しており、今回仮に他の業者と契約を締結すると、複数の指揮命令系統が存在することになり、業務の円滑な執行に支障が生じるおそれがあるため。
- 9 根拠法令  
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
8に同じ。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運營業務委託（マイナポイントの設定支援体制の拡充）
- 2 担当所属名  
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和4年6月22日
- 4 履行期間  
令和4年6月22日～令和4年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運營業務コンソーシアム  
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号  
キャリアリンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
14,180,490円
- 7 契約内容  
令和4年度中実施している「マイナンバーカード出張申請窓口等の開設に係る企画運營業務」の追加業務として、マイナポイント第2弾の本格運用開始に伴うマイナポイント予約・申込支援の需要増加を見込むもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本市では商業施設等において、既にマイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運營業務コンソーシアムに委託して「マイナンバーカード出張申請窓口等の開設に係る企画運營業務」を実施しており、本業務を同コンソーシアムに委託することで、既存契約における従事者数の活用を前提として常設会場の運営ができるほか、必要なスキルを備えた従事者の速やかな確保及び資器材の融通等が可能となるため。
- 9 根拠法令  
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
8に同じ。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

1 件名

マイナポイント第2弾を契機としたマイナンバーカード普及促進に係る広報・啓発事業の企画・運營業務委託

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和4年6月20日

4 履行期間

令和4年6月20日～令和5年2月28日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区正面御織高瀬東入山王町343  
株式会社実業広告社

6 契約金額（税込み）

29,999,220円

7 契約内容

マイナポイント第2弾事業を契機にマイナンバーカードの取得意識を醸成させるため、事業全体に統一感を持たせ、広く市民にマイナンバーカードを活用した消費活性化策としてマイナポイント第2弾事業を周知するとともに、併せてマイナンバーカードの取得メリットや交付申請方法をPRするもの。

また、今後のデジタル社会を担う若年層及び働き盛り・子育て世代の取得率が低いことをから、これらの世代を重点ターゲット層と捉え、マイナポイント第2弾を景気に、これらの層がカードに関心を抱き、交付申請につながるような内容の事業を行うもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

企画の内容、運営方法等について比較したうえで行う必要があることから、公募型プロポーザル方式により選定・契約した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

提案内容が優れていたため。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運營業務委託（職域実施追加分（8・9月）・申請サポート追加分（9月））
- 2 担当所属名  
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和4年8月1日
- 4 履行期間  
令和4年8月1日～令和4年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運營業務コンソーシアム  
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号  
キャリアリンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
64,574,968円
- 7 契約内容  
令和4年度中実施している「マイナンバーカード出張申請窓口等の開設に係る企画運營業務」の追加業務として、8月から9月までの企業団体等向けの職域申請窓口及び9月の平日月曜日から木曜日までの申請サポートを実施するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本市では、既にマイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運營業務コンソーシアムに委託して「マイナンバーカード出張申請窓口等の開設に係る企画運營業務」を実施しており、本業務を同コンソーシアムに委託することで、既存契約における従事者数の活用や新規採用者向けの研修・育成ノウハウ等を前提とすることができるため、速やかに追加業務を立ち上げることができるほか、業務品質の担保が可能となるため。
- 9 根拠法令  
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
8に同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度（4月から6月まで）市民しんぶん等配布委託
- 2 担当所属名  
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和4年6月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区吉祥院長田町3-2  
株式会社デリバリーサービス
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）12,744,974円
- 7 契約内容  
広報物（市民しんぶん全市版・区民版、ポスター、パンフレット、チラシ、選挙公報）を市政協力委員へ配布する業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
市政協力委員の改選時期（4～6月）には、市民しんぶん等受渡時にも配送先の変更や受渡方法の指示等が頻繁に行われるため、配布業者にも柔軟な対応が求められる。業務に不慣れな新規の業者では、市政協力委員とのトラブルや市民しんぶんの配送を発行日までに完了できない等のケースが発生する恐れがあることから、配送業務が混乱する可能性のある市政協力委員の改選時期においては、業務に精通している令和3年度配送委託業者と契約する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
令和3年度の配送委託業者であり、業務に精通しているため。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
戸籍システム パッケージ保守
- 2 担当所属名  
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
26,203,980円
- 7 契約内容  
本市が運用する戸籍電算システムについては、標準搭載されているパッケージプログラムを適宜更新（機能強化）し、法改正・仕様書改訂への対応及び不具合修正等を行う必要があるため、パッケージ開発業者との保守契約を締結するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本市の戸籍システムは、日本電気株式会社が開発したパッケージプログラム（REPROS-X）を使用しており、当該プログラムの機能強化等の作業を実施できるのは、開発元である同社に限られるため。  
※ 京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-イ-(オ)に該当。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
戸籍システム サポートセンター業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
戸籍システム サポートセンター業務委託コンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
6, 435, 000円
- 7 契約内容  
戸籍システムの円滑な運用支援を目的として、システムの操作方法や電算化後の戸籍事務に関する問合せに対応するため、戸籍システムサポートセンター業務を日本電気株式会社を代表とする戸籍システムサポートセンター業務委託に係るコンソーシアムに委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本市の戸籍システムは、日本電気株式会社が構築したREPROS-Xを使用していること及びREPROS-Xの操作方法及び問合せに対応できるサポートセンターを設置している業者が、株式会社IRCデータ・プロ・テクニカ以外にないことから、両社で形成されるコンソーシアムを相手方とする。  
※ 京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-イ-(オ)に該当。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他  
戸籍システム パッケージ保守

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
戸籍システム 運用保守業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
戸籍システム 運用保守業務委託に係るコンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
13,376,000円
- 7 契約内容  
戸籍電算システムの安定的な稼働を確保するため、開発業者（日本電気株式会社）を代表とするコンソーシアムに運用保守業務の委託を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本市の戸籍システムは、日本電気株式会社が開発したパッケージソフトウェア（REPRO S-X）を基に構築されていることから、安定的な保守業務を行うことができるのは、システムの仕様を熟知している同社及び関連会社に限られる。  
なお、日本電気株式会社は、NECソリューションイノベータ株式会社と共同して契約を履行するとしていることから、日本電気株式会社及びNECソリューションイノベータ株式会社で形成されるコンソーシアムを契約相手方とする。  
なお、関連会社であるNECソリューションイノベータ株式会社は、他都市における戸籍システムに関する運用保守実績があり、その運用体制が確立されている。
- 9 根拠法令  
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
土日開所・市民窓口システムバックアップ機器等保守
- 2 担当所属名  
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
市民窓口システムハードウェア及びプログラムプロダクト保守に係るコンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
11,057,112円
- 7 契約内容  
土日開所・バックアップシステムハードウェア及びソフトウェア保守の委託契約について、日本電気株式会社を代表とするコンソーシアムを契約相手方として委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
土日開所・バックアップシステムは、本市独自の仕様によるシステムであるため、保守管理を行うためには、当該システムに係る十分な知識及び技術を持つ必要がある。また、関連システム（住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム）との連携について熟知していなければ、障害時に迅速に対応を行い、業務を復旧させることはできない。これらの条件を満たすのは、当該システムの開発業者である契約相手方に限られることから、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。  
※ 京都市物品等の調達に係る随意契約 ガイドライン2-(1)-イ-(オ)に該当。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
市民窓口システム用機器に係るSEサポート
- 2 担当所属名  
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
市民窓口システム用機器に係るSEサポートに係るコンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
9,900,000円
- 7 契約内容  
市民窓口システム及び市民窓口課端末機器の障害発生時の調査及びその復旧に向けた作業を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
市民窓口システム（住民基本台帳事務用システム）は、本市独自の仕様によるシステムであることから、当該システムの保守管理を行うことができ、また、障害時に迅速に対応できる業者は、システムの開発元であり、仕様等に関して十分な知識及び技術を有する契約相手方に限られる。  
そのため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、同相手方と随意契約を行う。  
※京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-イ-(オ)に該当。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
証明書コンビニ交付システム保守業務
- 2 担当所属名  
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
「証明書コンビニ交付システム保守（令和4年度分）」コンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
10,350,120円
- 7 契約内容  
証明書コンビニ交付システムに係るハードウェア、ソフトウェア及びシステム運用保守
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
証明書コンビニ交付システムは、日本電気株式会社が開発したパッケージソフトウェアを利用して構築されていることから、安定的かつ確実な保守業務を行える業者は、システムの仕様を熟知している同社に限られる。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
住民基本台帳システムの区画整理一括更新機能に係る R4 年度システム改修に伴う総合テスト作業
- 2 担当所属名  
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和4年6月1日
- 4 履行期間  
契約締結日から令和4年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
住民基本台帳システムの区画整理一括更新機能に係る R4 年度システム改修に伴う総合テスト作業委託に係るコンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
6,647,520円
- 7 契約内容  
住民基本台帳システムの区画整理一括更新機能に係る R4 年度システム改修の総合テスト作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本市の住民基本台帳システムは、日本電気株式会社製の独自システムであり、日本電気株式会社（関連会社含む）のみが当該システムの技術的知識を構築しているため、システム改修についても当該業者のみ対応可能であることから、日本電気株式会社（住民基本台帳システムの区画整理一括更新機能に係る R4 年度システム改修に伴う総合テスト作業委託に係るコンソーシアム）と契約を締結することとする。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
住民基本台帳・印鑑登録システムデータ抽出（要件定義）
- 2 担当所属名  
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和4年9月1日
- 4 履行期間  
令和4年9月1日から令和4年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
令和4年度住民基本台帳・印鑑登録システムデータ抽出作業(要件定義)に係るコンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
25,168,000円
- 7 契約内容  
住民記録・印鑑登録システムの標準準拠システムへの移行のため、現行システムからのデータ抽出機能構築の要件定義を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本市の住民基本台帳システム及び印鑑登録システムは、本市及び日本電気株式会社が構築した独自システムであり、日本電気株式会社（関連会社含む）のみが当該システムの技術的知識を有していることから、データ抽出機能の構築についても当該業者のみ対応可能であるため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
区役所・支所代表電話交換業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区綾小路通柳馬場東入る塩屋町60-2 ブロックMビル  
株式会社ワン・ワールド
- 6 契約金額（税込み）  
13,967,256円
- 7 契約内容  
区役所・支所の代表電話に問合せがあった場合、各所属に取り次ぐ交換業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
区役所・支所の「声の総合窓口」である代表電話交換業務を円滑に実施するためには、市民にとって満足度の高いサービスを提供できる事業者を選定しなければならないことから、提案内容等について比較するため、公募型プロポーザル方式により選定した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザルを行った結果、募集のあった株式会社ワン・ワールドについて、提案内容を審査のうえ選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
行政手続のデジタル化等を踏まえた区役所・支所業務への I C T 導入等の調査
- 2 担当所属名  
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和4年5月25日
- 4 履行期間  
令和4年5月25日から令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
行政手続のデジタル化等を踏まえた区役所・支所業務への I C T 導入等の調査業務コンソーシアム  
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604番地  
西日本電信電話株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）  
19,965,000円
- 7 契約内容  
スマート区役所の実現に向けた調査及び取組の検討等を実施するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
企画の内容、実施の方針等について比較したうえで行う必要があることから、公募型プロポーザル方式により選定・契約した。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
提案内容が優れていたため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和4年度京都市人権資料展示施設「ツラッティ千本」における人権啓発事業等実施業務委託について

### 2 担当所属名

文化市民局 共生社会推進室 人権文化推進担当

### 3 契約締結日

令和4年4月1日

### 4 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市北区紫野北舟岡町44番地3  
特定非営利活動法人 くらしネット21

### 6 契約金額（税込み）

5,999,400円

### 7 契約内容

京都市人権資料展示施設「ツラッティ千本」において実施する令和4年度人権啓発事業として、次の事項を委託する。

- (1) 資料展示業務
- (2) 来館者対応業務
- (3) 歴史的資料等の調査・収集等業務
- (4) 人権研修業務
- (5) 日常管理業務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件委託業務は、資料展示、来館者対応及び日常管理業務といった定型的な業務のみならず、千本地域に関する歴史的資料等の調査・収集、来館者への展示内容の説明や人権研修といった内容も含む。

したがって、委託先を選定するに当たっては、同和問題等の様々な人権課題への理解とともに、千本地域の歴史、まちの変遷やまちづくり運動の歩み等についての相当程度の専門的な知識を有し、確実に業務を遂行する能力の有無により判断する必要があるところ、千本地域におけるまちづくり事業と併せ、地域住民の生活と人権を守る取組をしている、特定非営利活動法人くらしネット21以外に適当な者がいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記委託先と随意契約を締結しようとするものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号  
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
不安を抱える女性に寄り添った相談支援事業に係る業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局共生社会推進室
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地 京都市男女共同参画センター内  
公益財団法人京都市男女共同参画推進協会
- 6 契約金額（税込み）  
8,200,000円
- 7 契約内容  
相談事業「つながる相談室」に関する業務、居場所づくり（ピアサポート）に関する業務、事業広報に関する業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本委託業務のうち、「相談事業に関する業務」の実施においては、DVをはじめとした女性が直面する様々な問題について相談を実施できる専門性、相談業務の技術、一時保護、自立支援など、幅広い分野に係る知識が必要不可欠である（条件1）。  
本委託業務のうち、「居場所づくり（ピアサポート）に関する業務」の実施においては、地域での効果的な居場所の実情を把握し、利用者のニーズや困難を理解していることに加え、女性の様々な相談に対応できるノウハウが必要となる（条件2）。  
契約の相手方である事業者は、平成18年度以降、京都市男女共同参画推進センターに男女共同参画の中核施設として、市民の多様なニーズに対応した相談業務を担い、NPOや大学等研究機関、女性団体、京都市DV相談支援センターをはじめとする各種関係機関との有機的な連携を有している。さらに、昨年度、地域での効果的な居場所運営のため、地域において女性支援を行っている団体等に聞き取り調査を行っており、利用者のニーズや困難を理解しているといえる。  
本件委託契約の目的達成のためには上記条件1及び2を満たすことが必要であり、対象が重なる相談事業と居場所づくり事業については、相談者のニーズをいち早く把握し、居場所事業の内容に反映していくことが求められるため、切り離すことは適切ではない。条件1についてはそれを満たすものが複数存在するが、2つの条件を満たすものが1社に特定されるため、当

法人を契約の相手方として選定し随意契約を行うこととする。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度京都市DV相談支援センター業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局共生社会推進室
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市右京区山ノ内宮脇町9 社会福祉法人宏量福祉会
- 6 契約金額（税込み）  
47,644,000円（税込）
- 7 契約内容  
京都市DV相談支援センターにおける相談・支援業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市DV相談支援センターにおける相談・支援業務は、DVに関する専門性、相談業務の技術、一時保護・自立支援など、幅広い知識が必要不可欠であるほか、DV相談者と相談員の信頼関係を築き、継続的な支援を行っていくことが重要である。（条件1）  
さらに、「被害者の緊急時の安全確保」については、安全確保における実績を有するのは母子生活支援施設に限られるため、母子生活支援施設を運営している団体である必要がある。（条件2）  
相談・支援業務と安全確保については迅速にかつ包括的に対応する必要があり、切り離すことは適切ではない。委託先の選定に当たっては、2つの条件を満たすのは1社に限られるため、当法人を契約の相手方として選定し、随意契約を行うこととする。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
当該事業について、実績を有する団体は委託先しかない。また、DV被害者の支援については、相談員と信頼関係を築き、継続的な支援を行っていくことが重要であり、委託先についてはその信頼関係が築かれている。





## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
「文化芸術授業（ようこそアーティスト）」事業実施に係る委託業務
- 2 担当所属名  
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
契約の日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546番地の2 京都芸術センター内  
公益財団法人京都市芸術文化協会
- 6 契約金額（税込み）  
17,300,000円
- 7 契約内容  
市内の小・中・総合支援学校、幼稚園、保育所（園）等を対象とした文化芸術に関わるワークショップ（講話や実技指導等）の実施に係る業務及び文化芸術や伝統工芸に関する「担い手育成」に資する業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業は、伝統芸能や茶道、華道、演劇、ダンスなどの分野において京都で活躍する優れた芸術家の方々に講師を依頼するとともに、京都市市教育委員会、子ども若者はぐくみ局等との緊密な連絡調整のもと、京都市内の小・中学校、総合支援学校や幼稚園、保育所（園）等の希望に応じて、内容・日程等の調整を行い、これらの芸術家を派遣して、文化芸術に関わるワークショップ（講話や実技指導等）を実施するものである。  
従って、本事業を進めるに当たって、企画、運営において特に必要な能力としては、京都で活躍する優れた芸術家に関する詳細な情報及びネットワークを活用した情報収集能力を有し、また、その情報を活用することにより事業趣旨を理解したうえで、派遣する芸術家候補の適切な選定を行うことが求められる。  
公益財団法人京都市芸術文化協会は、「芸文協教室」（本市との共催事業）をはじめとする子どもを対象とした各種文化事業の実施等により、従来から本市における文化芸術の発展に寄与している団体である。また、同団体は、個人、団体の様々な分野の芸術家、芸術団体（計250団体）により構成されており、情報の蓄積が豊富であるとともに、構成員間のネットワークも構築している。このようなネットワークを有するものは同協会においてほかにない。  
なお、同団体が有する当該芸術家、団体に関する会員情報やセンター使用者に関する情報は、派遣する芸術家候補の選定に必要不可欠であるが、これらの情報は、個人情報保護の観点から非公開とされており、他の団体はこれを利用することができない。

以上のことから、当該契約内容を履行できる者は同協会においてほかになく、契約の相手方が特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

「伝統公演授業（ようこそ和の空間）」事業実施に係る委託業務

### 2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

### 3 契約締結日

令和4年4月1日

### 4 履行期間

契約の日から令和5年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546番地の2 京都芸術センター内  
公益財団法人京都市芸術文化協会

### 6 契約金額（税込み）

6,800,000円

### 7 契約内容

市内の中学生を対象とした伝統芸能の公演鑑賞事業の実施に係る業務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、伝統的な文化芸術（能、狂言、日本舞踊、邦楽など）の分野において京都で活躍する優れた芸術家の方々に出演を依頼するとともに、京都市教育委員会との緊密な連絡調整のもと、伝統的な文化芸術に関わる公演鑑賞事業を実施するものである。

従って、本事業を進めるに当たって、企画、運営において特に必要な能力としては、京都で活躍する優れた芸術家に関する詳細な情報及びネットワークを活用した情報収集能力を有し、また、その情報を活用することにより事業趣旨を理解したうえで、出演する芸術家候補の適切な選定を行うことが求められる。

公益財団法人京都市芸術文化協会は、「芸文協教室」（本市との共催事業）をはじめとする子ども等を対象とした各種文化事業の実施等により、従来から本市における文化芸術の発展に寄与している団体である。また、同団体は、個人、団体のさまざまな分野の芸術家、芸術団体（計250団体）により構成されており、情報の蓄積が豊富であるとともに、構成員間のネットワークも構築している。このようなネットワークを有するものは同協会をおいてほかにない。

なお、同団体が有する当該芸術家、団体に関する会員情報やセンター使用者に関する情報は、出演する芸術家候補の選定に必要不可欠であるが、これらの情報は、個人情報保護の観点から非公開とされており、他の団体はこれを利用することができない。

以上のことから、当該契約内容を履行できる者は同協会をおいてほかになく、契約の相手方が特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

「芸術家と企業のネットワーク形成」事業実施に係る委託業務

### 2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

### 3 契約締結日

令和4年4月1日

### 4 履行期間

契約の日から令和5年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546番地の2 京都芸術センター内  
公益財団法人京都市芸術文化協会

### 6 契約金額（税込み）

8,000,000円

### 7 契約内容

次に掲げる「芸術家と企業のネットワーク形成」事業実施に係る業務

- (1) 事業に係る人的ネットワークの構築
- (2) 国内外のアーティスト・企業に向けた事業に係る効果的な情報発信
- (3) スタートアップ支援拠点の設置に係る施設整備及び機能充実
- (4) 国内外のアーティスト・企業の交流促進

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市では、京都の多様な文化芸術の蓄積や想像力と、産業政策のスタートアップ支援等を融合した新たな取組として、ソーシャルビジネスやスタートアップなどの企業・起業家向けに京都芸術センターの一部をオフィス等として貸し出し、芸術家と企業のネットワーク形成を推進する。

これに伴い、本件は、当該事業の円滑な遂行に必要な人的ネットワークの構築や国内外のアーティスト・企業に向けた情報発信のほか、京都芸術センター内のスタートアップ支援拠点の設置に向けた諸課題の整理等に係る業務の実施を委託するものである。

従って、業務を進めるに当たり特に必要な能力は、京都で活躍する優れた芸術家に関する詳細な情報及びネットワークを活用した情報収集能力を有し、また、その情報を活用することにより本事業の趣旨を理解したうえで、施設整備や機能充実、効果的な情報発信、アート×ビジネスの交流促進などを行うことが求められる。

公益財団法人京都市芸術文化協会は、芸術家と企業のネットワーク形成の拠点となる京都芸術センターの施設運営を担うとともに、各種文化事業の実施等により従来から本市における文化芸術の発展に寄与している団体である。また、同団体は、個人、団体のさまざまな分野の芸術家、芸術団

体（計250団体）により構成されており、情報の蓄積が豊富であるとともに、構成員間のネットワークも構築している。このようなネットワークを有するものは同協会をおいてほかにない。

なお、同団体が有する当該芸術家、団体に関する会員情報やセンター使用者に関する情報は、出演する芸術家候補の選定に必要不可欠であるが、これらの情報は、個人情報保護の観点から非公開とされており、他の団体はこれを利用することができない。

以上のことから、当該契約内容を履行できる者は同協会をおいてほかになく、契約の相手方が特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市文化芸術総合相談窓口事業業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546番地の2 京都芸術センター内  
公益財団法人京都市芸術文化協会
- 6 契約金額（税込み）  
17,000,000円
- 7 契約内容
  - (1) 相談窓口の運營業務
  - (2) 相談会の開催
  - (3) 講座の開催
  - (4) AAK通常支援型補助金交付事務
  - (5) 情報発信業務
  - (6) 文化芸術関係者向けの新型コロナウイルス感染症対策事業に係る対応

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、ウィズコロナ社会において、表現方法や鑑賞モデルの変革を求められている文化芸術関係者からの様々な相談に応じる窓口を設置するほか、専門家等を交えての各種相談会や活動継続に必要となる知識・ノウハウ等を習得するための講座の開催、Arts Aid KYOTO（京都市 連携・協働型文化芸術支援制度）の交付、さらには文化芸術関係者に有益となる情報の発信など、文化芸術関係者に寄り添った切れ目のない支援を行うものである。

そのため本事業の実施にあたっては、本市で活動する文化芸術関係者へ各種支援策等の周知を迅速に行うとともに、文化芸術関係者から寄せられる相談等に対しては豊富な知識、経験を基に迅速かつ的確に対応することが必要となる。

公益財団法人京都市芸術文化協会は、令和2年度からの本相談窓口業務の受託者であり、これまで関係団体や専門家と連携しながら相談対応を行ってきたことから、様々な相談に的確かつ速やかに対応できる体制を既に有している。

また、緊急奨励金や総合支援パッケージ、両立支援補助金など、本市の各種補助制度の事務の受

託実績があり、着実な成果を上げるとともに、文化芸術に係わる支援を行う組織として広く認知されている団体である。

さらに、同団体は、個人、団体の様々な分野の芸術家、芸術団体により構成されており、情報の蓄積が豊富であるとともに、構成員間のネットワークも構築しており、他の文化芸術関係施設とのネットワークも豊富に有していることから、文化芸術関係者への迅速な制度周知が可能である。

なお、同団体が有する当該芸術家、団体に関する会員情報やセンター使用者に関する情報は、個人情報保護の観点から非公開とされており、他の団体はこれを利用することができない。

以上のことから、当該契約内容を履行できる者は同協会をおいてほかになく、契約の相手方が特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により公益財団法人京都市芸術文化協会と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都コンサートホールアンサンブルホールムラタ照明調光操作卓改修委託
- 2 担当所属名  
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日  
令和4年7月22日
- 4 履行期間  
令和4年7月23日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府中央区城見2丁目1番61号  
パナソニックEWエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
35,200,000円
- 7 契約内容  
京都コンサートホールアンサンブルホールムラタの舞台照明設備について、老朽化した調光操作卓の更新及び既設舞台照明設備との接続調整を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
舞台照明設備は、調光操作卓から送信された調光制御信号を調光盤が受け取り、信号情報に従って調光盤が電圧制御を行い、照明器具の明るさや色を調整することで、多様な舞台照明の演出を可能としている。  
この舞台照明設備のうち、調光操作卓を更新しようとする場合、既設調光盤との互換性がある製品とする必要があるとともに、既設調光盤の改造も併せて行う必要がある。  
上記の互換性がある製品の製作及び既設調光盤の改造は、本舞台照明設備を納品し、保守点検も行っているパナソニックEWエンジニアリング株式会社のみが可能であることから、本件業務を遂行できるのは同株式会社のみであるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
若手芸術家の社会的・経済的自立に向けた更なる支援事業の企画運營業務
- 2 担当所属名  
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日  
令和4年8月10日
- 4 履行期間  
令和4年8月10日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
若手芸術家の社会的・経済的自立に向けた更なる支援事業の企画運營業務受託コンソーシアム  
大阪府大阪市北区中之島二丁目3番18号 中之島フェスティバルタワー19階  
コンソーシアム主幹事企業 株式会社ジェイアール東日本企画
- 6 契約金額（税込み）  
5,995,000円
- 7 契約内容
  - (1) 若手芸術家の作品販売の促進企画・運営
  - (2) 京都市内における作品保管支援事業の企画
  - (3) 本業務に係る資料作成・広報・進捗管理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
プロポーザルにより、提出された書類について、「委託候補者選定評価基準及び評価点」に示す項目を参考に、担当課長等で構成する審査委員会において総合的に評価し、合計点が6割以上の評価を得た参加者の中から、受託候補者1者を選定。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
世界遺産二条城庭園他維持管理業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
契約締結の日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区七本松通中立売下ル三軒町77番地  
樋口造園株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
84,480,000円
- 7 契約内容  
元離宮二条城の景観を維持していくため、城内の3庭園、庭園外苑部、二条城東側空間及び外堀周辺の樹木等に関する維持管理業務について委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
契約の相手方の選定は、候補者の庭園に関する知識、文化財庭園における維持管理の実績、二条城の歴史的経過の把握の程度、世界遺産としてまた特別名勝として相応しい維持管理内容を提案するための見識や考察力を比較することにより行う必要がある。  
以上のことから、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適しておらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、随意契約によることとする。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり。受託候補者選定委員会において、提案者に対するヒアリングを実施し、あらかじめ定めた評価項目に基づき提案内容を審査した結果、評価点が高いことなどから委託契約先として選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
二条城二の丸御殿障壁画模写制作委託（令和4年度）
- 2 担当所属名  
文化市民局元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月2日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市右京区鳴滝本町69-2  
有限会社 川面美術研究所
- 6 契約金額（税込み）  
21,199,200円
- 7 契約内容  
重要文化財二の丸御殿障壁画のうち、遠侍一之間北側長押上貼付1面、同西側長押上貼付5面、白書院西廊下杉戸絵2面の模写制作。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
二条城の障壁画模写事業については、事業開始時に文化庁から国宝建造物である二の丸御殿に相応しい模写画との嵌め替えを行うように指導を受けたため、古色復元模写と呼ばれる特殊な技法によって行うこととなった。また、障壁画は各部屋全体にわたって描かれているため、制作技法の著しい変更は御殿に嵌め替えた時に違和感を生じるため、絵具や本紙などの原材料はもちろん模写技術の技量も同等水準を保つ必要がある。  
川面美術研究所は、文化財建造物の彩色や歴史的絵画の復元に実績があり、文化財の修復技術や復元調査など模写制作に必要な特殊技能を有する技術者も所属している。また、二条城の古色復元模写に事業開始当初から携わっている画家を有し、スタッフの技術力が優秀で、古色復元模写の実績を持つ団体は川面美術研究所において他になく、契約の相手方が特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するため、川面美術研究所と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度 重要文化財（美術工芸品）二条城二之丸御殿障壁画のうち23面の保存修理業務
- 2 担当所属名  
文化市民局元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日  
令和4年4月18日
- 4 履行期間  
令和4年4月18日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町445番地 日宝烏丸ビル2F 1・2号  
一般社団法人 国宝修理装演師連盟
- 6 契約金額（税込み）  
99,176,000円
- 7 契約内容  
重要文化財（美術工芸品）二条城二之丸御殿障壁画（954面、附（ついたり）指定62面）のうち、遠侍9面、大広間5面、白書院9面、計23面の修理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の履行にあたっては、当該障壁画の現状及び修理方法を熟知しているとともに、国が指定・登録・選定した文化財等（以下、「国指定文化財」という。）の修理に関する十分な知識と、乾式肌上げ法と呼ばれる表具技術など高度の専門的な技術力を有していることが必要である。  
また、当該障壁画は954面（附62面）という多数に及ぶが、御殿障壁画として一体のものであり、文化財としての価値を保持していくためには、適正な環境の下で一貫した修理を行う必要がある。そのためには、前年度までの修理との継続性が重要であり、1年間に23面という多数に及ぶ障壁画の修理を、同じ場所において同時並行で行う必要がある。  
当該委託先は、昭和34年に国指定文化財を修理していた7工房の代表者が参集し、装演技術の向上を図ることを目的として設立され、令和4年4月1日現在は10工房で、137名の保存技術者がいる。平成7年には文化庁から選定保存技術の保存団体として認定され、これまでに高度な修理技術を必要とする高松塚古墳の国宝修理など、2,000件以上の国指定文化財の修理の実績がある。このように高度な技術力を保持し、多数の文化財を適正な環境の下において、同時並行で修理する能力を有しているのは当該委託先の他になく、二条城二之丸御殿障壁画修理においても、平成18年度から22年度までの5箇年にわたる文化財関係国庫補助特殊事業である第一次5箇年修理事業、平成23年度から27年度までの第二次5箇年修理事業、平成28年度から令和2年度までの第三次5箇年修理事業を委託し実施してきた実績がある。  
したがって、高度の専門的な技術力を有し、障壁画を同時並行で多数を修理することができるの

は当該委託先であるため、競争入札には適しておらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するため、一般社団法人国宝修理装演師連盟を契約の相手方として契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
史跡旧二条離宮（二条城）埋蔵文化財発掘調査業務
- 2 担当所属名  
文化市民局元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日  
令和4年7月28日
- 4 履行期間  
令和4年7月29日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1  
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）  
12,936,000円
- 7 契約内容  
発掘調査及び発掘調査に伴い出土した遺物や記録図面等の整理作業と、調査の報告書作成を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本件は史跡指定地内における発掘調査業務であり、史跡指定地内における発掘調査の実施と同程度の専門的知識を要し、調査進捗状況に合わせて迅速かつ正確に対応する必要があるため、市内で史跡の発掘調査を実施していることが不可欠である。  
（公財）京都市埋蔵文化財研究所は、数万件にも及ぶ発掘・立会調査を担当し、遺跡の探索・検討するための知識が豊富であるほか、GPS測量技術を有し、遺稿を正確かつ迅速に地図上に記入することが可能であること、独自に作成した市内出土の土器編年表（土器と年代の対照表）を有する等、京都の重層的な遺跡の取り扱いに習熟し、かつ契約締結の意向があり、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」2の（1）のウに該当するため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり





## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度京都府・市町村共同公共施設案内予約システム運用業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市右京区西京極新明町1番地  
京都スポーツネットワーク
- 6 契約金額（税込み）  
22,259,600円
- 7 契約内容  
京都府・市町村共同公共施設案内予約システムの運用を行うもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都スポーツネットワークは、公益財団法人京都市スポーツ協会が代表者を務める指定管理者グループであり、西京極総合運動公園北側区域（京都市体育館、市民スポーツ会館、たけびしスタジアム京都、補助競技場、わかさスタジアム京都）を管理している。

特に、公益財団法人京都市スポーツ協会は、京都市が出えんし、市民スポーツの普及・振興に関する様々な活動を展開している団体であり、かつ、平成17年度まで京都市のスポーツ施設を一元的に管理し、平成18年度から現在に至るまで、西京極総合運動公園北側区域の各施設、宝が池公園運動施設、横大路運動公園施設及びその他有料運動公園等の施設管理に、指定管理者グループの代表として携わるなど、各種施設の管理方法等について熟知している。

さらに、平成8年から平成20年1月まで、施設利用者の予約・貸出・使用料徴収を行う「京都市スポーツ情報提供システム」（以下「旧システム」という。）を運用し、旧システムの運用内容を継承した「京都府・市町村共同公共施設案内予約システム」への移行作業及びその後のシステム運用（同年2月から運用開始）も行うなど、運用ノウハウを持っており、更に、システムの仕組みについても詳しく、システム保守担当者との調整能力を有している。

これらのことから、施設利用者の観点に立ったサービスの向上、円滑かつ効果的で効率的な運用を行うためには、同協会を代表とする京都スポーツネットワークに業務委託することが必要不可欠であると考えられる。

また、指定管理契約の項目のうち、受付業務については、予約・案内を行うこととなっているが、

システムの運用業務は含まれていないため、別途、運用業務に関する委託契約を締結する必要がある。本件業務委託については、これらの理由を考慮し、随意契約とする。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
西京極総合運動公園プール（京都アクアリーナ）のメインプールに係る水深調整設備部品点検整備業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日  
令和4年5月11日
- 4 履行期間  
令和4年5月11日から令和4年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
神戸市兵庫区和田崎町一丁目1番1号  
三菱重工機械システム株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
14,960,000円
- 7 契約内容  
当該施設のメインプールに係る水深調整設備について、経年劣化により点検整備を行うもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
メインプールの水深調整設備においては、各制御機器と密接に関連している。これらの機能を損なうことなく当該設備の点検整備が可能な事業者は、当該設備を設置し、構成を熟知している会社のみであるため随意契約とする。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
西京極総合運動公園プール（京都アクアリーナ）の中央監視装置更新及び伝送幹線新設業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日  
令和4年6月1日
- 4 履行期間  
令和4年6月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市北区天満橋一丁目8番30号  
アズビル株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
70,840,000円
- 7 契約内容  
当該施設の中央監視システム（建物内の機械設備をネットワークで結び、統合監視を行うもの）について経年劣化により更新する必要が生じたことから、既設中央監視システムのセンター装置及び制御盤内のリモート装置を更新し、及び各制御盤への伝送幹線を新たに配線するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
既存の機械設備（計測機器、バルブ等）の機能を損なうことなく、中央監視システム（センター装置及びリモート装置）の段階的な更新作業が可能な事業者は、当該システムを設置し、構成を熟知している同社のみであるため随意契約とする。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
西京極総合運動公園の整備・運営における民間活力導入可能性調査業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日  
令和4年6月20日
- 4 履行期間  
令和4年6月20日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市西区土佐堀二丁目2番4号  
株式会社日本総合研究所
- 6 契約金額（税込み）  
19,976,000円
- 7 契約内容  
公園整備（プール、野球場改修）及び公園全体の管理運営に係る現況調査、需要調査、概略検討、PPP/PFI導入可能性調査等を行うもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
都市公園の管理運営に係る需要調査、民間活力導入可能性調査等を実施するに当たり、経験や知見に基づくノウハウ、民間事業者とのネットワーク等により履行内容に差異が現れる業務であり、主として価格以外の要素において競争させる必要があった。そのため、プロポーザルにより事業者の能力、提案等を評価することで、契約の相手方を選定した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
宝が池公園運動施設の再整備検討業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日  
令和4年6月27日
- 4 履行期間  
令和4年6月27日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区六角通室町西入玉蔵町121番地美濃利ビル  
株式会社オリエンタルコンサルタンツ
- 6 契約金額（税込み）  
10,989,000円
- 7 契約内容  
宝が池公園運動施設におけるスケートボード等のアーバンスポーツ対応施設の整備検討を行うに当たって、整備する施設の機能、規模、運営方法等及び既存施設との関係性を考慮した動線計画等について調査、整理し、今後の詳細設計に資するための基礎資料をまとめるもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
運動施設の整備、運営計画等の検討に関する経験や知見に基づくノウハウ等により履行内容に差異が現れる業務であり、主として価格以外の要素において競争させる必要があった。そのため、プロポーザルにより事業者の能力、提案等を評価することで、契約の相手方を選定した。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市横大路運動公園体育館整備工事 ただし、昇降機設備改修工事
- 2 担当所属名  
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日  
令和4年9月14日
- 4 履行期間  
令和4年9月15日から令和5年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号  
三菱電機ビルソリューションズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
18,260,000円
- 7 契約内容  
横大路運動公園体育館の昇降機設備の改修工事を行うもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
横大路運動公園体育館の昇降機改修について、既設の昇降機は三菱電機ビルソリューションズ株式会社製であり、改修を行うに当たっては、互換性のある当社製品以外では本件契約の目的を達成できないため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他



工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
直接工事費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		







## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度出土遺物保管管理業務等委託
- 2 担当所属名  
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1  
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）  
70,000,000円
- 7 契約内容  
埋蔵文化財発掘調査等により出土した遺物を、現在の活用及び今後の活用にあわせ、適正に保管、管理することを目的とする。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の履行にあたっては、遺物の保管、管理についての豊富な知識と保存技術をはじめとした専門技術や知識を有する必要があるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
当該団体は、遺物の保管、管理についての豊富な知識と保存技術をはじめとした専門技術や知識を有するという要件を満たしている。さらに、業務の根幹をなす保存処理等の特殊技術や活用や、分類の根幹をなす出土文化財の編年等に関する著作権を有している。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度埋蔵文化財出土遺物文化財指定準備業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
契約締結日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1  
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）  
8,804,000円
- 7 契約内容  
本市が所有し保管する数多くの出土遺物の中から、国の重要文化財指定（美術工芸品考古資料）クラス、京都市指定文化財（美術工芸品、考古資料）クラスの出土遺物を選定し、指定に向けた資料（出土遺物の文化財的価値の評価、分類、計測、写真撮影など）を作成する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当該業務は、出土文化財を活用度に応じて4段階にランク分けした最上位であるAランク出土品（約2万箱）を対象として、文化財指定クラスの物品を抽出し、指定に向けた資料を作成する業務であり、出土遺物及び市内の発掘調査に関する豊富な知識と多量の遺物を効率的に扱うことのできる組織でなければならない。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
当該団体は、市内で行われた発掘調査の大半を担当しており、出土遺物の内容について掌握するとともに、出土遺物の時期決定手段である京都市内の土器編年を確立し、その著作権を有している。  
また、同研究所には、遺物の整理、保管、管理及び活用を専門とする資料係があり、専門性に優れているとともに、多量の遺物の取扱い技術を有している（10万箱を超える遺物量の取り扱い実績を有するのは福岡市教育委員会文化財保護課と同研究所の2組織しかない。）。



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度重要遺跡出土文化財整理業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
契約締結日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1  
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）  
13,206,000円
- 7 契約内容  
京都市内で実施されている発掘調査では、貴重な文化財や歴史的に重要な文化財が多数出土し続けているが、活用のための整理作業が進んでいない。今後のより適切な保管と活用を図るため、重要遺跡と小規模遺跡、その他の顕著な成果のあった遺跡の出土遺物について、重点的なランク分け作業を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の履行に当たっては、活用度に応じた遺物の取捨選択を速やかに実施する基礎能力として、時期決定に必要な土器編年を保持し、出土遺物等の内容を熟知するとともに、遺物の取り扱いについての専門的知識を有する必要があるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
当該団体は、活用度に応じた遺物の取捨選択を速やかに実施する基礎能力として、時期決定に必要な土器編年を保持し、出土遺物等の内容を熟知するとともに、遺物の取り扱いについての専門的知識を有するという要件を満たしている。さらに、業務の根幹をなす出土文化財の編年等に関する著作権を有しているため。





## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度国有文化財及び名勝雙ヶ岡等管理委託
- 2 担当所属名  
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1  
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）  
40,375,232円
- 7 契約内容  
雙ヶ岡や西寺跡等、本市が管理する史跡・名勝について適切な維持管理を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市内に数多く点在する史跡等について良好な維持管理を行うには、一般の樹木等の管理業務に加えて、災害時の緊急措置に対応できる史跡等に関する専門的知識及び文化財の保護に関する専門技術を有している必要があり、当該団体がこの要件を満たしているため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
境界確定及び土地地積更生登記業務委託（山科本願寺跡）
- 2 担当所属名  
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日  
令和4年5月11日
- 4 履行期間  
令和4年5月11日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地  
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額（税込み）  
5,714,500円
- 7 契約内容  
公有化に向けた境界確定及び土地地積更正登記業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本件業務は、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、公有化予定地と隣接地の境界を確定し、公有化予定地の実態に応じた適正な表示登記を行うものであり、対象資産の早期の公有化及び有効活用に向け、迅速かつ適正に進める必要がある業務である。  
業務の目的、性質に照らし、受託者の組織体制、信用、技術力、経験等を総合的に勘案する必要があるが、同協会は土地家屋調査士法第63条を根拠に、社員である土地家屋調査士及び同調査士法人がその専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された法人であり、本件業務を遂行できるのは同協会のみであるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
「親子で学ぶ 京料理の魅力体験事業」業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日  
令和4年5月16日
- 4 履行期間  
契約締結日から令和5年2月28日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区烏丸通姉小路下る場之町592番地 メディナ烏丸御池4階  
株式会社リーフ・パブリケーションズ
- 6 契約金額（税込み）  
10,545,392円
- 7 契約内容  
京料理の体験事業の企画立案及び実施、工程管理、情報発信及び動画の制作業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等）における競争（コンペ、プロポーザル）によって契約の相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
本業務について、受託候補者を選定するための公募型プロポーザルを行ったところ、一者から応募があった。選定委員会において審査した結果、株式会社リーフ・パブリケーションズに決定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京北文化遺産センター（仮称）整備及び管理業務
- 2 担当所属名  
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日  
令和4年5月17日
- 4 履行期間  
契約締結日から令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1  
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）  
22,410,000円
- 7 契約内容  
元京北第二小学校の一部を活用し、文化遺産センターを整備するとともに、文化遺産センター開設後の管理業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等）における競争（コンペ、プロポーザル）によって契約の相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
本業務において、受託候補者を選定するための公募型プロポーザルを行ったところ、一者から応募があった。選定委員会において審査した結果、（公財）京都市埋蔵文化財研究所を受託候補者に決定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

1 件名

「親子で学ぶ花街文化の魅力体験事業」運營業務委託

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

3 契約締結日

令和4年5月25日

4 履行期間

契約の日から令和5年2月28日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市東山区祇園町南側570-1  
公益財団法人京都伝統伎芸振興財団

6 契約金額（税込み）

9,000,000円

7 契約内容

「親子で学ぶ花街文化の魅力体験事業」に係る以下の業務を行う。

- ・学習動画の制作、工程管理及び撮影許可・出演交渉等を含む撮影
- ・子ども記者体験教室の企画・運営、当日の実施、取材記事の制作等
- ・花街文化体験教室の企画・運営及び当日の実施等

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、京都の五花街のお茶屋、歌舞練場、料理屋等を舞台に、子ども向けに体験教室等を実施するものである。

本事業の実施に当たっては、五花街の取りまとめが必要不可欠であるが、取りまとめに際しては、各花街の特徴、配慮事項等を適切に把握したうえで、円滑な調整、交渉等が可能な能力を有している必要がある。

上記について、公益財団法人京都伝統伎芸振興財団は、花街の伝統伎芸の保存・継承や振興に寄与する様々な取組を通じて、各花街と日常的に連絡等を行っており、花街の現状を熟知したうえで、各お茶屋組合や料理屋等との調整、交渉等が可能であり、五花街を取りまとめることができる唯一の団体であるため、随意契約を行い、また、同財団を委託先として選定する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

1 件名

「親子で学んで体験！京の地蔵盆」普及啓発事業運営業務

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

3 契約締結日

令和4年7月11日

4 履行期間

契約の日から令和5年2月28日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区衣棚通御池上る下妙覚寺町195番地 K・M・Gビル3階  
株式会社日商社

6 契約金額（税込み）

8,862,040円

7 契約内容

「京都をつなぐ無形文化遺産」に選定されている「京の地蔵盆」が、地域社会で維持継承されることを目的として、地蔵盆体験の開催、動画製作や、Instagramを活用したフォトコンテスト等の実施により情報発信業務を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等）における競争（コンペ、プロポーザル）によって契約の相手方を選定する必要があるため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本委託業務について、受託候補者を選定するための公募型プロポーザルを行った。その結果、3社から企画提案を受け、選考の結果、株式会社日商社を受託候補者に決定した。

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市民法律相談事業に係る業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区富小路通丸太町下る栢屋町1番地  
京都弁護士会
- 6 契約金額（税込み）  
23,411,650円
- 7 契約内容  
京都市民法律相談事業に係る業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当該業務の実施に当たっては、本市が指定した日に、複数の弁護士を相談員として配置する必要があるが、同一日における多数の弁護士の動員が可能であるとともに、担当弁護士が従事できないなどの突発的な事故が生じた場合であっても、代替弁護士の確保を確実にできる契約の相手方は京都弁護士会のみであることから、競争入札に適さない。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8「随意契約の理由」のとおり。
- 11 その他